

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		私立高等学校等授業料補助金		市の担当部課	教育部学校教育課		
				問い合わせ先	0568-44-0350		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象者 187名		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市私立高等学校等授業料補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成3年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		私立高校授業料の補助を行うことにより、公私立学校間における保護者負担の格差是正を図り、学校選択の幅を広げる。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		3,177,800 円	3,474,200 円	3,564,000 円	3,750,000 円		
		(3,177,800 円)	(3,474,200 円)	(3,564,000 円)	(3,750,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		犬山市に在住する、私立高等学校に在籍している者の保護者に対し、年額上限20,000円を補助する。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		3,564,000 円			
		うち補助対象経費		3,564,000 円			
		補助対象経費の内訳		補助額 20,000円×168名		3,360,000 円	
				16,800円×2名		33,600 円	
				15,600円×1名		15,600 円	
				14,400円×6名		86,400 円	
				8,400円×4名		33,600 円	
6,000円×5名				30,000 円			
4,800円×1名		4,800 円					
補助額の算出方法		補助率、補助額		年額20,000円(保護者負担額が20,000円を下回る場合はその金額)			
		補助限度額		20,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	保護者負担額の範囲内で補助を実施するため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		公私立学校間における保護者の授業料負担の格差是正を図ることで、犬山における「教育の機会均等」を確保することができた。					
その他参考事項		令和2年度に補助限度額を10,000円から20,000円に拡充している。(愛知県が令和2年度に補助を拡充したが、その対象外となる者への補助を手厚くした。)					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		小中学校等給食費補助金		市の担当部課	学校教育課		
				問い合わせ先	0568-44-0350		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象者 69名		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市小中学校等給食費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和4年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市内に在住し、給食の提供のある私立小中学校等に通学する子の保護者に対し、給食費相当額の補助金を交付することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を行う。また、市内小中学校に通学し、食物アレルギー等により給食が食べられず弁当等を持参する児童生徒についても給食費相当額を補助として支給し、同様の負担軽減を行う。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		—	710,315 円	715,873 円	2,108,000 円		
		—	(710,315 円)	(353,873 円)	(2,108,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		給食の提供のある私立小中学校等に通学する子の保護者に対し、小学生1食につき290円、中学生1食につき340円を限度とし、対象期間に提供された学校給食の回数に応じて、給食費相当額を補助する。また、食物アレルギー等を有し給食が食べられない児童生徒についても、同様に給食費相当額を補助する。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		715,873 円			
		うち補助対象経費		715,873 円			
		補助対象経費の内訳		市内アレルギー_小6・中3・第3子_9月～3月 12名		94,643 円	
				市内アレルギー_全学年_1月～3月 32名		131,595 円	
				市外通学者_小6・中3・第3子_9月～3月 7名		306,230 円	
市外通学者_全学年_1月～3月 18名				183,405 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		小学生:普通食290円×対象食数、牛乳なし61円×対象食数 牛乳のみ229円×対象食数 中学生:340円×対象食数、牛乳なし61円×対象食数 牛乳のみ279円×対象食数			
		補助限度額		小学生:普通食290円×対象食数、中学生:340円×対象食数			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	保護者負担額の範囲内での補助のため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担を軽減することができた。また、多子多胎世帯への支援をすることで、「暮らしたいまち」実現に寄与する。					
その他参考事項		多子世帯(第3子以降)は令和4年4月1日から補助開始。 小学校6年生、中学校3年生は令和5年9月1日から補助開始。 小中学校全学年への補助は令和6年1月1日から令和6年3月31日までの期間限定。 小学校1年生は令和6年4月1日から補助開始予定。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		中学校吹奏楽活動振興補助金		市の担当部課	教育部学校教育課		
				問い合わせ先	0568-44-0350		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市中学校吹奏楽連絡協議会		代表者名	東部中学校長 長谷川 誠		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市中学校吹奏楽活動振興補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成11年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		補助金を交付することにより、音楽で地域振興を担う犬山市中学校吹奏楽連絡協議会に替わる団体が他にないため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		補助金を交付することで、市の音楽文化振興に大きく貢献している。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		720,000 円	720,000 円	720,000 円	720,000 円		
		(720,000 円)	(720,000 円)	(720,000 円)	(720,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・各種連盟会費・参加負担金 ・コンクール参加費 ・楽器運搬費 ・楽器購入費 ・楽器修繕費 他 					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		760,000 円			
		うち補助事業全体の経費		760,000 円			
		うち補助対象経費		760,000 円			
		補助対象経費の内訳		各種連盟会費・負担金			34,000 円
				コンクール等参加費			111,920 円
				楽器運搬費等			185,000 円
				楽譜購入費			158,977 円
				楽器修繕費			77,675 円
消耗品				109,658 円			
大会移動費			82,770 円				
補助額の算出方法		補助率、補助額		180,000円×4校			
		補助限度額		720,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	補助額が対象経費を下回っているため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		校内での吹奏楽部としての活動のみにとどまらず、地域の祭りやふれあい運動、市の行事等への参加や、市民向けのコンサートを行うことが、保護者のみならず広く市民が楽しみにしている行事のひとつとなっている。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。